

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税5) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(地方税7)
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 投資運用業者の業績連動給与について説明書類を公表する等、一定の要件を満たした場合に損金算入する特例が認められている。
《要望の内容》 金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするため、グローバルな投資運用業者の業務運営方法に照らして現行制度の適用要件の緩和が必要であることから、税制上の措置の拡充及び延長を求めるもの。			
《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 11 の 2			
5	担当部局		金融庁総合政策局総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和8年度～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯		令和3年度改正で創設された。
8	適用又は延長期間		恒久措置とすること。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際金融センターの実現
《政策目的の根拠》 ・「資産運用立国実現プラン」(令和 5 年 12 月 13 日) 3. 資産運用業の改革 (2) 資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進 ＜課題等＞ ・現状、日本において資産運用業の新規参入は限定的であり、日本独自のビジネス慣行や参入障壁の存在も指摘されている。これらは是正や新規参入促進策を通じ、国内外の優れた事業者や人材が日本に集まり、互いに競い合うことで、より良い、多様な商品やサービスが家計をはじめとする投資家に提供される環境を築いていく必要がある。 ・「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)			

			第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (5) 資産運用立国 家計の現預金が投資に向かい、企業価値向上の成果が家計に還元され、更なる投資や消費につながるインベストメント・チェーンを実現する。このため、「資産運用立国実現プラン」に基づき、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じたスタートアップ等の成長分野への資金供給を強化する観点から、国家戦略特区制度も活用しつつ金融・資産運用特区を推進するなど、資産運用業の改革を進める。 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」(令和6年6月21日閣議決定) VII. 資産運用立国の推進 (4) 資産運用業の改革 ②国内外からの新規参入と競争の促進 日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するとともに、「金融・資産運用特区」等を推進する。ii) 金融・資産運用特区の推進 国内外の金融・資産運用会社の新規参入・業務拡充を促進 (7) 対外情報発信・コミュニケーションの強化 我が国の国際金融センターとしての地位確立に向けた取組を進める。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	金融事業者・高度金融人材を日本へ誘致すること。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	税制上の措置を講ずることにより、ビジネスしやすい環境を創出し、上記の目標実現に寄与する。
10	有効性等	① 適用数	適用数の実績はない。
		② 適用額	適用額の実績はない。

		③ 減収額	減収額の実績はない。
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 日本が国際金融センターとして確立するにあたっての弱みのひとつとして、税制面の課題が指摘されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることができる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	金融事業者・高度金融人材を受け入れ、日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、東アジア市場の強靱性を高めるとともに、日本市場の活性化が期待できるため。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させようとするものであり、これにより日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、日本市場の活性化が期待できることから、妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	日本が国際金融センターとして確立するにあたって弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させようとするものであり、これにより日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、日本市場の活性化が期待できることから、相当。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年11月

